

電話方式又は対面方式による
登記手続案内のご案内

登記手続案内は完全予約制です。

あらかじめ電話、窓口及びインターネット（※）で日時のご予約をお願いします。
誠に申し訳ありませんが、予約されていないお客様は、原則、登記手続案内を受けることができませんので、あらかじめご了承ください。

※インターネットで予約できるのは、ウェブ方式と電話方式の手続案内のみです。

< 松江地方法務局 登記手続案内予約・お問合せ先一覧 >

相談内容	登記管轄区域	管轄法務局 (所在地)	電話番号	案内時間
不動産	松江市 安来市	本局登記部門 (松江市東朝日町 192番地3)	(0852)32-4223	月曜日から金曜日まで 午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:00
	出雲市 大田市 雲南市 飯石郡飯南町 仁多郡奥出雲町	出雲支局 (出雲市塩冶善行町 13番地3)	(0853)21-0721	月曜日から金曜日まで 午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:00
	浜田市 江津市 邑智郡川本町、美郷町、邑南町	浜田支局 (浜田市田町116番 地1)	(0855)22-0959	月曜日、火曜日、水曜日 午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:00
	益田市 鹿足郡津和野町、吉賀町	益田支局 (益田市あけぼの東 町4番地6)	(0856)22-0429	月曜日、水曜日、金曜日 午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:00
	隠岐郡 隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知 夫村	西郷支局 (隠岐郡隠岐の島町 城北町55番地)	(08512)2-0240	火曜日、木曜日 午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:00
会社・法人	島根県全域 ※支局は、会社・法人の登記申請 事務（設立・役員変更等）を取り 扱っていません。	本局登記部門 (松江市東朝日町 192番地3)	(0852)32-4223	月曜日から金曜日まで 午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:00

* 祝祭日及び年末年始は除きます

登記申請書の様式・作成方法を法務局ホームページでご案内しています。

詳しくは

法務局ホームページ

検索



登記手続案内をご利用のみなさまへ

ご利用は20分以内



1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。
遅刻された場合、予約時間の範囲内でのご案内となります。



申請資格のない方お断り

申請人御本人（親族・従業員）のご利用に限ります。本人確認していますので、ご協力ください。

法令上、代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士）は、お断りします。

※資格者代理人は書面照会をしてください。

（司法書士・土地家屋調査士・弁護士）

完全予約制です



あらかじめ電話、窓口又はインターネット（※）で日時を予約して下さい。

ご利用の対象は、申請人御本人（親族・従業員）です。※インターネットで予約できるのは、ウェブ方式と電話方式のみです。

見本をお渡しします



法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。

申請書類にどのような内容を記載するか説明します。

事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。

登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効かを判断することはできません。

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは行いません。

現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



多くの方にご利用いただけるよう努めています。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。

松江地方法務局